

契 約 書（案）

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所昇降機の保守点検

請負代金額 金

円（うち消費税額及び特別地方消費税額

円）

発注者 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 中村 信一（以下「発注者」という。）と、受注者〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の昇降機の保守点検（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項により昇降機の保守点検契約を締結するものとする。

ただし、代金額のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき代金に110分の10を乗じて得た額である。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合、改正後の税率の適用日以降における消費税額および地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。

第 1条 受注者は信義に重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第 2条 発注者が、受注者に委託する業務の内容は別添保全業務特記仕様書及び公共建築保全共通仕様書のとおりとする。

第 3条 契約期間は、2023年4月1日から2025年3月31日までとする。

第 4条 業務の実施場所は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の庁舎内の昇降機とする。

第 5条 完了書は、1ヶ月毎の業務終了後、研究所総務部財務課契約係（以下「契約係」という。）に送付するものとする。

第 6条 請負代金の請求書は、第5条で提出した書類に基づき発注者の指定した者が行う検査に合格した後、契約係に提出するものとする。

2 請負代金は、発注者が受注者より適法な請求書を受理した日から40日以内に内訳表のとおり支払うものとする。

第 7条 契約保証金は、免除する。

第 8条 受注者は、本契約にかかる業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することができない。

2 乙は、本委託の一部を再委託する場合には、事前に、再委託する業務、再委託先等を研究所に書面で提出し、承認を受けること。また、請負者は、守秘義務等に関して、本仕様書で定める請負者の債務を再委託先事業者も負うよう必要な処置を契約後速やかに実施し、その内容を研究所に書面で提出し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任を請負者が負うこと。

第 9条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者が本契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 発注者が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

キ 暴力的な要求行為があったとき。

ク 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。

ケ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。

コ 偽計又は威力を用いて財務課長等の業務を妨害する行為があったとき。

サ その他前各号に準ずる行為があったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(6) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

(7) 受注者がやむを得ない事情により解約を申し立て、発注者が認めた場合

2 前項の(6)から(7)により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする10日前までに通知し、解除できるものとするが、(1)から(5)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 本項の規定により契約を解除した場合においては、受注者は、実際に生じた損害の賠償に加え、契約金額の100分の10に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者が、違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者に遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

第10条 受注者は、作業員が故意又は過失により、発注者の所有する建物・工作物及び物品等の全部若しくは一部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害額に相当する金額を発注者の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、天災地変その他やむを得ない不可抗力によると発注者が認めた場合は、発注者は上記金額を免除又は減額するものとする。

第11条 業務に必要な用具類、消耗品、作業着等は、受注者の負担とする。

第12条 発注者は、作業員が業務上負傷し、又は事故等が発生した場合は、その理由のいかんを問わず一切その責に任じない。

2 発注者は、受注者の作業員が業務実施中において、第三者との間に惹起した事故について、一切関知しないものとする。

第13条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない

い。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第14条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

第15条 この契約について、発注者・受注者間に疑義を生じた場合は、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第16条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じた場合は、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・請負者は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を保有するものとする。

2023年 月 日

(発注者) 神奈川県横須賀市野比5-1-1

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

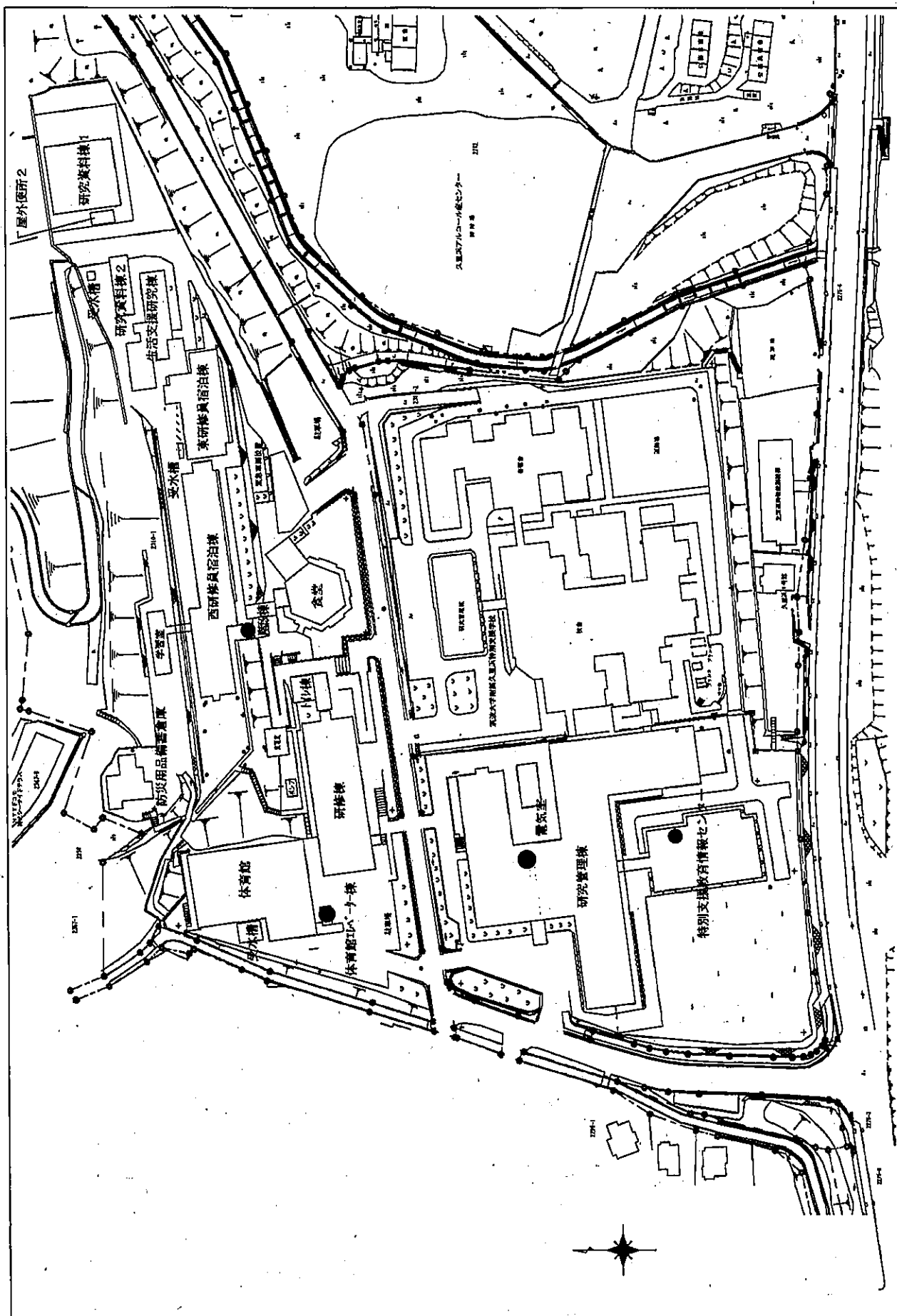
理事長 中村 信一

(受注者)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
昇降機の保守点検 内訳

年 月	金 額 (税込)	備考
2023年 4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	◎
12月	円	
2024年 1月	円	
2月	円	
3月	円	
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	◎
12月	円	
2025年 1月	円	
2月	円	
3月	円	
総計	円	

備考欄に◎を印した月は法定点検実施月。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所配置図

保全業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所昇降機の保守点検
2. 業務場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1（研究所構内）
3. 業務期間 2023年4月1日 から 2025年3月31日まで
4. この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、~~文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令）~~に準じ、本特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務内容	対象設備等	設備等概要
定期点検及び保守	機械設備	昇降機

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- (3) ＝又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし、同等以上のものを使用する場合は、財務課担当職員の承諾を受ける。

II. 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

- (1) 受注者は、1ヶ月毎の業務終了後、発注者に完了書を送付するものとする。
- (2) 受注者は、(1)で提出した書類に基づき発注者の指定した者が行う検査に合格した後、請負代金の支払いを請求する。
- (3) 請負代金の支払いは、発注者が受注者より適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

2. 受注者の負担の範囲

共通仕様書第1編第1章第1節1.1.3による。

3. 貸与資料

共通仕様書第1編第1章第2節1.2.3による。

4. 業務責任者

共通仕様書第1編第1章第3節1.3.2による。

昇降機の点検及び保守業務履行に当たっては業務責任者が業務場所に常駐しなくてもよい。

5. 業務条件

共通仕様書第1編第1章第3節1.3.3による。

定期点検及び保守業務の実施時間帯は次のとおりとする。実施日は、財務課担当職員と協議す

る。

平日（月～金曜日。土日祝祭日を除く。）9時30分～17時00分

~~6. 電気工作物の保安業務~~

~~7. 環境衛生管理体制~~

8. 業務担当者

共通仕様書第1編第1章第4節1.4.1による。

建築基準法第12条第3項に定められた法定点検業務を行う業務担当者は、次の資格を有するものとする。

業務担当者は、1級建築士、2級建築士又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者とする。

~~9. 別契約の業務等~~

~~10. 行事等への立会い~~

11. 施設管理担当者の立会い

共通仕様書第1編第1章第4節1.4.6による。

12. 廃棄物の処理

共通仕様書第1編第1章第5節1.5.1による。

~~13. 居室等の利用~~

14. 共用施設の利用

当該業務を実施するため、次の共用施設を利用することができる。

研究所構内の全ての便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

15. 駐車場の利用

当該業務を実施するため、研究所構内全ての駐車場を利用できる。

16. 点検の省略

共通仕様書第2編第1章第1節1.1.8による。但し、財務課担当職員と協議する。

~~17. その他~~

Ⅲ. 定期点検等及び保守

1. 昇降機設備

(1) 業務対象設備の概要

設置場所	研究管理棟	特別支援教育情報センター棟	エレベーター棟	体育館エレベーター棟
設置年月日	平成13年3月	平成7年3月	平成13年3月	平成15年3月
種類	ロープ式エレベーター	ロープ式エレベーター	油圧式エレベーター	機械室なしエレベーター
性能検査の有無	無	無	無	無
契約種別	POG契約	POG契約	POG契約	POG契約
駆動方式	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御
積載能力	900kg, 13人乗り	750kg, 11人乗り	900kg, 13人乗り	900kg, 13人乗り
かごの速度	45m/min	60m/min	45m/min	45m/min
運転方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式
停止階数	3停止	3停止	2停止	2停止
付加装置	地震管制, 火災管制, 停電管制	地震管制, 火災管制, 停電管制	地震管制	地震管制, 火災管制, 停電管制
製造者名	日本エレベーター製造(株)	日本エレベーター製造(株)	日本エレベーター製造(株)	日本エレベーター製造(株)

(2) 修理・取替の項目

POG契約に含む修理及び取替えに該当する項目は共通仕様書第2編第7章第2節7.2.2による。

(3) 点検項目、点検内容及び点検周期

点検項目、点検内容は共通仕様書第2編第7章第2節7.2.5、7.2.6、7.2.8による。

点検周期は1月毎とする。法定点検は毎年11月とする。

~~(4) 性能検査~~

~~(5) 遠隔点検~~

(6) 業務報告書

業務完了後に次の書類等を、1部数提出する。

○点検及び保守結果報告書

報告の周期は1月毎とする。

書式は ・別途業務報告書による ・○受注者の業務報告書による

共通仕様書の点検項目と業務報告書の点検項目の対応関係が分かる資料を、初回の業務完了後に業務報告書とともに1部提出すること。